



# 栃木県公報

令和 8 (2026)年  
3月31日(火)  
号 外  
第 18 号

## 目 次

### 規 則

○栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部改正	1
訓 令	
○職員の宿日直手当支給規程の一部改正	2
○栃木県職員服務規程の一部改正	3
○栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部改正	3
○栃木県文書等取扱規程の一部改正	4
○栃木県県営林経営規程の一部改正	5

### 人事委員会

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 8 項の規定に基づく通勤手当の加算額を定める規則の制定	5
○栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正	7
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正	7
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	8
○職員の定年等に関する規則の一部改正	9
○職員の給料等の支給に関する規則の一部改正	9
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	9
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	11
○通勤手当の支給に関する規則の一部改正	11
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正	15
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	20
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正	22
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正	22
○扶養手当の支給に関する規則の一部改正	24
○地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正	24
○栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	25
○職員の退職管理に関する規則の一部改正	26

## 規 則

### 栃木県規則第 7 号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

### 栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成28年栃木県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副知事 笹川正憲
- 第2順位 副知事 赤岩弘智

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副知事 北村一郎
- 第2順位 副知事 赤岩弘智

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事課)

訓 令

栃木県訓令第2号

本 庁  
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和27年栃木県訓令第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>生活介助等の勤務のうち、次に掲げる勤務</u></p> <p>ア <u>とちぎ男女共同参画センターに勤務する職員が行う保護のための施設における入所者の生活支援を主とする勤務</u></p> <p>イ <u>中央児童相談所及び那須学園に勤務する職員が行う収容棟における入所者の生活介助を主とする勤務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 生活指導等の勤務のうち、次に掲げる勤務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 農業大学校に勤務する職員が_____寮生に対して行う学習指導等を主とする勤務</p> <p>(7) 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>中央児童相談所及び那須学園に勤務する職員が行う収容棟における入所者の生活介助を主とする勤務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 生活指導等の勤務のうち、次に掲げる勤務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 農業大学校に勤務する職員が<u>学生及び研修生に対して行う家畜の飼養管理又は園芸作物の栽培管理に関する実習指導並びに寮生に対して行う学習指導等を主とする勤務</u></p> <p>(7) 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁  
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前								
(勤務時間の弾力的な割振り等)							(勤務時間の弾力的な割振り)								
<p><b>第11条の2</b> 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定による申告は、別に定める申告・割振り簿を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による<u>勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りは</u>、申告・割振り簿により行うものとする。この場合において、当該勤務時間を割り振らない日の設定又は<u>勤務時間の割振りは</u>、単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）第1条の3第1項第1号に規定する単位期間をいう。以下同じ。）が始まる日の前日から起算して1週間前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p>							<p><b>第11条の2</b> 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定による申告は、別に定める申告・割振り簿を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による_____勤務時間の割振りは、申告・割振り簿により行うものとする。この場合において、当該_____勤務時間の割振りは、単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）第1条の3第1項第1号に規定する単位期間をいう。以下同じ。）が始まる日の前日から起算して1週間前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p>								
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）								
所 属	職 員	1 週間 の勤務 時 間	週 休 日	勤 務 時 間 等	区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	所 属	職 員	1 週間 の勤務 時 間	週 休 日	勤 務 時 間 等	区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
略							略								
感 染 症 ・ 疾 病 対 策 課	略	略	略	略	略	略	略	感 染 症 対 策 課	略	略	略	略	略	略	略
				略	略							略	略		
				略	略							略	略		
	略	略	略	略	略	略									
略							略								
注 略							注 略								

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県訓令第4号

本 庁  
出先機関

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県副知事の担当事務に関する規程（平成28年栃木県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) <b>第1条</b> 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 副知事 <u>笹川正憲</u> の担当事務 ア～コ 略 (3) 略	(担当事務) <b>第1条</b> 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 副知事 <u>北村一郎</u> の担当事務 ア～コ 略 (3) 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第5号

本 庁  
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(送付書の添付) <b>第42条</b> 送付書が必要な文書等には、送付書を添付するものとする。ただし、第18条第1号から第3号までの規定により処理した文書その他の文書等で、他の地方公共団体又は県の機関に発するものについては、送付書を <u>省略する</u>  _____ ことができる。	(送付書の添付) <b>第42条</b> 送付書が必要な文書等には、送付書を添付するものとする。ただし、第18条第1号から第3号までの規定により処理した文書その他の文書等で、他の地方公共団体又は県の機関に発するものについては、送付書を省略し、 <u>当該發送文書の上部余白に送付印（別記様式第16号）を押印し、所定の事項を記入して發送する</u> ことができる。

別表第2（第33条関係）

文書記号表

1 本庁

部	課 名	記 号
総合政策部	総合政策課	略
	人口未来課	人口
	略	略
	市町村課	略
経営管理部	略	略
	財産活用課	財活
	略	略
略		
保健福祉部	略	略
	医療政策課	略
	地域福祉課	地福
	略	略
	感染症・疾病対策課	感疾

別表第2（第33条関係）

文書記号表

1 本庁

部	課 名	記 号
総合政策部	総合政策課	略
	略	略
	市町村課	略
	地域振興課	地振
経営管理部	略	略
	管財課	管
	略	略
略		
保健福祉部	略	略
	医療政策課	略
	略	略
	健康増進課	健康

				感 染 症 対 策 課	感 対
	略	略		略	略
	健 康 長 寿 推 進 課	健 推		国 保 医 療 課	国 保
	略	略		略	略
略			略		
2 略			2 略		

別記様式第15号及び別記様式第16号を次のように改める。

**別記様式第15号及び別記様式第16号 削除**

**附 則**

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(文書学事課)

**栃木県訓令第 6 号**

本 庁  
各環境森林事務所  
矢板森林管理事務所  
林業センター

栃木県営林経営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県営林経営規程の一部を改正する訓令**

栃木県営林経営規程（昭和36年栃木県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(経営計画) <b>第 2 条</b> 環境森林部長（以下「部長」という。） は、県有林及び県行分収造林地の団地につき <u>原則</u> <u>として 5 年ごとに翌年 4 月 1 日以降の 5 箇年間の</u> 経営計画を編成しなければならない。 2 略	(経営計画) <b>第 2 条</b> 環境森林部長（以下「部長」という。） は、県有林及び県行分収造林地の団地につき____ _____ 5 年ごとに翌年 4 月 1 日以降の <u>5 ヲ年間の</u> 経営計画を編成しなければならない。 2 略

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

(森林整備課)

**人 事 委 員 会**

**栃木県人事委員会規則第 5 号**

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 8 項の規定に基づく通勤手当の加算額を定める規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 8 項の規定に基づく通勤手当の加算額を定める規則**

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）附則第 8 項の人事委員会規則で定める額は、次の表の四輪の自動車の使用距離の欄に掲げる四輪の自動車の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額とする。

四 輪 の 自 動 車 の 使 用 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,480円
8	10	3,100

10	12	1,620
12	14	3,240
14	16	1,760
16	18	3,380
18	20	5,000
20	22	3,530
22	24	5,150
24	26	3,670
26	28	5,290
28	30	6,910
30	32	5,430
32	34	7,060
34	36	5,580
36	38	7,200
38	40	8,820
40	42	7,340
42	44	8,960
44	46	7,380
46	48	9,010
48	50	10,630
50	52	9,050
52	54	10,670
54	56	9,090
56	58	10,710
58	60	12,340
60	62	10,760
62	64	12,380
64	66	10,500
66	68	12,120
68	70	13,740
70	72	11,860
72	74	13,490
74	76	11,610
76	78	13,230
78	80	14,850
80	82	12,970
82	84	14,590
84	86	12,710
86	88	14,340
88	90	15,960
90	92	14,180
92	94	15,800
94	96	14,020
96	98	15,640
98	100	17,270
100		15,490

備考 四輪の自動車の使用距離は、片道の使用距離をいうものとする。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第 6 号**

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和48年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第 4</b>（第 8 条関係） 課長の専決事項</p> <p>1～5 略</p> <p>6 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、<u>勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u>（総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。）</p> <p>7～14 略</p>	<p><b>別表第 4</b>（第 8 条関係） 課長の専決事項</p> <p>1～5 略</p> <p>6 職員の週休日及び勤務時間の割振り _____ _____並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更 _____ _____（総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。）</p> <p>7～14 略</p>
<p><b>別表第 5</b>（第 9 条関係） 総括課長補佐の専決事項</p> <p>1・2 略</p> <p>3 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、<u>勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u></p> <p>4 略</p>	<p><b>別表第 5</b>（第 9 条関係） 総括課長補佐の専決事項</p> <p>1・2 略</p> <p>3 職員の週休日及び勤務時間の割振り _____ _____並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更 _____ _____</p> <p>4 略</p>

**附 則**

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第 7 号**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年栃木県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（宿日直勤務）</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 条例第 6 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>生活介助等のための宿日直勤務のうち、次</u></p>	<p>（宿日直勤務）</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 条例第 6 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>中央児童相談所又は那須学園に勤務する職</u></p>

に掲げるもの

(ア) とちぎ男女共同参画センターに勤務する職員が行う保護のための施設における入所者の生活支援を主とする宿日直勤務

(イ) 中央児童相談所又は那須学園に勤務する職員が行う収容のための施設における入所者の生活介助を主とする宿日直勤務

ウ 略

エ 生活指導等のための宿日直勤務のうち、次に掲げるもの

(ア) 略

(イ) 農業大学校に勤務する職員が \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_寮生に対して行う学習指導等を主とする宿日直勤務

(ウ) 略

オ・カ 略

員が行う収容のための施設における入所者の生活介助を主とする宿日直勤務

ウ 略

エ 生活指導等のための宿日直勤務のうち、次に掲げるもの

(ア) 略

(イ) 農業大学校に勤務する職員が学生若しくは

研修生に対して行う家畜の飼養管理若しくは

園芸作物の栽培の管理に関する実習指導又は寮生に対して行う学習指導等を主とする宿日直勤務

(ウ) 略

オ・カ 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第 8 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年栃木県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第 1（第 2 条関係）</b></p> <p>1 法第 2 条第 1 項第 1 号関係 (1)～(8) 略 <u>(9) 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会</u> <u>(10) 公益財団法人栃木県保健衛生事業団</u> <u>(11) 公益社団法人栃木県栄養士会</u> <u>(12)～(34) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 法第 2 条第 1 項第 3 号関係 (1)～(8) 略  <u>(9)～(11) 略</u> <u>(12) 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会</u> (13) 略 <u>(14) 栃木県農業信用基金協会</u> <u>(15) 鬼怒川中部土地改良区連合</u> <u>(16)～(19) 略</u></p> <p>4 略</p>	<p><b>別表第 1（第 2 条関係）</b></p> <p>1 法第 2 条第 1 項第 1 号関係 (1)～(8) 略 <u>(9) 公益財団法人栃木県保健衛生事業団</u> <u>(10) 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会</u>  <u>(11)～(33) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 法第 2 条第 1 項第 3 号関係 (1)～(8) 略 <u>(9) 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会</u> <u>(10)～(12) 略</u>  (13) 略  <u>(14)～(17) 略</u></p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



改正後	改正前
<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条</b> 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>削除</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) <u>山岳遭難者救助業務</u>  <u>ア 山岳における遭難者の捜索又は救助の業務</u>  <u>1日につき 840円(著しく危険であると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、1,080円)</u>  <u>イ アに掲げる業務の教育訓練 1日につき 420円</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の前項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。</p> <p>(1) 前項第11号の作業又は同項第14号アの業務が夜間において行われた場合 <u>同項第11号又は第14号アに定める額にそれぞれ100分の50に相当する額を加算した額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条</b> 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>運転免許路上試験業務 1日につき 280円</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) <u>山岳遭難者救助業務 1日につき 840円</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の前項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。</p> <p>(1) 前項第11号の作業_____が夜間において行われた場合 <u>同号_____に定める額にその_____100分の50に相当する額を加算した額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第8条</b> 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉センター(総務企画課及び生活福祉課に限る。)又は栃木県障害者総合相談所に勤務する職員にあっては第1号及び第2号に掲げる業務に、児童相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員にあっては次の各号に掲げる業務にそれぞれ従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第8条</b> 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉センター(_____生活福祉課に限る。)又は栃木県障害者総合相談所に勤務する職員にあっては第1号及び第2号に掲げる業務に、児童相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員にあっては次の各号に掲げる業務にそれぞれ従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第14条</b> 特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当は、別に定める事務所に勤務する職員(第6号、第8号及び第9号に掲げる作業にあっては、当該各号に定める職員)が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>摂氏35度以上_____の温室内において_____行う育苗、温度管理及び定植等の作業(1日の作業時間が通算2時間以上であるものに限る。)</u></p>	<p>(特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第14条</b> 特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当は、別に定める事務所に勤務する職員(第6号、第8号及び第9号に掲げる作業にあっては、当該各号に定める職員)が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>摂氏35度以上で、かつ、湿度が72パーセント以上の温室内において2時間以上行う育苗、温度管理及び定植等の作業_____</u></p>

(8)～(10) 略  
 2 略

(道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当)  
**第23条** 道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当は、人事委員会が定める事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。  
 (1)～(3) 略

2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき 300 円 とする。

(8)～(10) 略  
 2 略

(道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当)  
**第23条** 道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当は、人事委員会が定める事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。  
 (1)～(3) 略  
 (4) 人事委員会が別に定める路線において、定期運行バスの確保等地域住民の生活安定のため緊急に行う道路の除雪作業（1 時間以上従事したときに限る。次号において同じ。）  
 (5) 前号に掲げる作業以外の道路の除雪作業

2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
 (1) 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の作業 300 円  
 (2) 前項第 4 号の作業 460 円（除雪用の大型特殊自動車を操作して従事した場合にあっては、840 円）  
 (3) 前項第 5 号の作業 230 円（除雪用の大型特殊自動車を操作して従事した場合にあっては、610 円）

**附 則**

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第12号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第11の備考以外の部分中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改め、同表の備考中「栄養士」を「栄養士、管理栄養士」に改める。

別表第20中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第13号**

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 8 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年栃木県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>第 8 条</b> 条例第12条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第 8 条の 4 第 2 号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合	<b>第 8 条</b> 条例第12条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第 8 条の 3 第 2 号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合

を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(自動車等使用者の支給額)

**第8条の2** 条例第12条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道4キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道4キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上14キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道14キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上24キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道24キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上34キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道34キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上44キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道44キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上54キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道54キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上64キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道64キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上74キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道74キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上84キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道84キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上94キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道94キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

**第8条の3**・**第8条の4** 略

を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

**第8条の2**・**第8条の3** 略



配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

(支給日等)

**第16条** 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第18条第2項第2号及び第21条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の条例第7条第2項及び職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第12条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第12条第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）その他通勤手当に加算する額の合計額（第18条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例

\_\_\_\_\_から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 略

(3) 略

(支給日等)

**第16条** 通勤手当は、支給単位期間\_\_\_\_\_に  
\_\_\_\_\_に  
\_\_\_\_\_に係る最初の月の条例第7条第2項及び職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第12条第6項の人事委員会規則で定める期間は、  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち  
最も長い支給単位期間とする。

(支給できない場合)

**第21条** 条例第12条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(支給できない場合)

**第21条** 条例第12条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給することができない。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第14号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

**初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和36年栃木県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第9条の3の規定による<u>第一種初任給調整手当及び条例第9条の4の規定による第二種初任給調整手当</u>（第15条においてこれらを「初任給調整手当」という。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（第一種初任給調整手当の支給対象職）</u></p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p><u>（第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲）</u></p> <p><b>第3条</b> 条例第9条の3第1項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、前条第1項に規定する職に採用された職員にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第9条の3の規定による<u>初任給調整手当</u></p> <p>_____の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（支給対象職）</u></p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p><u>（職員の範囲）</u></p> <p><b>第3条</b> 条例第9条の3第1項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、前条第1項に規定する職に採用された職員にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会</p>

の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。)、前条第2項に規定する職に採用された職員にあつては大学卒業の日から16年を経過するまでの期間(以下これらを「経過期間」という。)内に行われたものとする。

**第4条** 条例第9条の3第2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

**第5条** 前2条の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第2項に規定する職にあつては、15年)に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

**第6条** 第一種初任給調整手当の支給期間は第2条第1項に規定する職にある職員については35年、同条第2項に規定する職にある職員については15年とし、その月額を職員の区分及び採用の日(採用の日が平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1又は別表第2に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(第13条において「育児短時間勤務職員等」という。))にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号。第13条において「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第2条第1項に規定する職にある職員のうち大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する別表第1の適用については採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を

の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。)、前条第2項に規定する職に採用された職員にあつては大学卒業の日から16年を経過するまでの期間(以下これらを「経過期間」という。)内に行われたものとする。

**第4条** 条例第9条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

**第5条** 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第2項に規定する職にあつては、15年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は第2条第1項に規定する職にある職員については35年、同条第2項に規定する職にある職員については15年とし、その月額を職員の区分及び採用の日(採用の日が平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1又は別表第2に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員)にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第2条第1項に規定する職にある職員のうち大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する別表第1の適用については採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を

1年として算定した期間)に相当する期間、第2条第2項に規定する職にある職員のうち大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年を超えることとなる職員に対する別表第2の適用については採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第一種初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年栃木県条例第2号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1又は別表第2の適用については、当該休職の期間(条例第22条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第一種初任給調整手当の月額が別表第1又は別表第2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

**第7条** 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第2項に規定する職にある職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(第一種初任給調整手当の支給の終了)

**第8条** 第一種初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給要件の改正の場合)

1年として算定した期間)に相当する期間、第2条第2項に規定する職にある職員のうち大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年を超えることとなる職員に対する別表第2の適用については採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年栃木県条例第2号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1又は別表第2の適用については、当該休職の期間(条例第22条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1又は別表第2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

**第7条** 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第2項に規定する職にある職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給の終了)

**第8条** 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(支給要件の改正の場合の措置)

の措置)

**第9条** 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第一種初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の第一種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、第一種初任給調整手当を支給する。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額)

**第10条** 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定期額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第二種初任給調整手当の基準額)

**第11条** 条例第9条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第3に掲げる額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

**第12条** 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

**第9条** 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(第二種初任給調整手当の支給額)

**第13条** 条例第9条の4第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員にあつては当該額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

**第14条** 条例第9条の4第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

- 1 略  
(経過措置)
- 2 第2条第1項の職を占める職員の第一種初任給調整手当の月額は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額（以下「支給額」という。）に、4万5,000円を加算した額とする。ただし、支給額に4万5,000円を加

**附 則**

- 1 略  
(経過措置)
- 2 第2条第1項の職を占める職員の初任給調整手当の月額は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額（以下「支給額」という。）に、4万5,000円を加算した額とする。ただし、支給額に4万5,000円を加

算した額が条例第9条の3第1項第1号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と支給額との差額（その差額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額）

3 略

算した額が条例第9条の3第1項第1号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と支給額との差額（その差額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

3 略

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第11条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
宮城県	1,038
栃木県	1,068
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
大阪府	1,177
広島県	1,085

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（暫定再任用職員に関する経過措置）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第10条の規定を適用する。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2条第2項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第13条（改正後の規則第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。  
（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）
- 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当の支給） <b>第8条の4</b> 初任給調整手当（ <u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u> ）は、給料の支給方法に準じて支給する。	（初任給調整手当の支給） <b>第8条の4</b> 初任給調整手当 _____ _____ は、給料の支給方法に準じて支給する。

栃木県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第2条第1号若しくは第2号</u>に掲げる職員、法第26条の2の規定により修学部分休業をしている職員、法第26条の3の規定により高齢者部分休業をしている職員又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員（これらの規定による育児休業で次に掲げるものをして除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) <u>第2条第7号に掲げる職員として在職した期間（その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(4) 略</p> <p><b>第8条</b> 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u></p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者を除く。）が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間</u>を除算する。</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p><b>第8条の2 略</b></p> <p>2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからエまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1号、<u>第2号若しくは第7号</u>に掲げる職員、法第26条の2の規定により修学部分休業をしている職員、法第26条の3の規定により高齢者部分休業をしている職員又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員（これらの規定による育児休業で次に掲げるものをして除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><b>第8条</b> 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u></p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者を除く。）が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項の規定を準用する</u>。</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p><b>第8条の2 略</b></p> <p>2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからエまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの</p>

者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の318.75 (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の378.75)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5)
- (3) 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 100分の266.25

者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の322.5 (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の382.5)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125)
- (3) 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 100分の270

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第16号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和52年栃木県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表第1(第2条関係) 給料の特別調整額表				別表第1(第2条関係) 給料の特別調整額表				
組織の区分		職	区分	組織の区分		職	区分	
知事の 事務局	略	略	略	知事の 事務局	略	略	略	
	食肉衛生検査所	略	略		食肉衛生検査所	略	略	略
		副所長(課長相当職であるものに限る。)	略			副所長_____	略	略
	略	略	略		略	略	略	略
略				略				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年栃木県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第4条 略		第4条 略	



は、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

は、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第18号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（令和7年栃木県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額130万円以上 <u>(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては、年額150万円以上)</u> であると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>(認定)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額130万円以上 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ であると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第19号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年栃木県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第6条第1項の _____</p> <p>_____ 人事委員会規則で定める</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第6条第1項の<u>100分の4を</u> <u>超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は</u> <u>100分の3.8とし、同項の人事委員会規則で定める</u></p>

地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 13パーセント級地 100分の13
- (4) 8パーセント級地 100分の8

4～7 略

附則別表（附則第2項及び第4項関係）

都道府県	支給地域	級地
宮城県	仙台市	<u>8パーセント級地</u>
埼玉県	さいたま市	<u>13パーセント級地</u>
千葉県	千葉市	<u>13パーセント級地</u>
略		
広島県	広島市	<u>8パーセント級地</u>

地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 14パーセント級地 100分の14
- (4) 9パーセント級地 100分の9
- (5) 7パーセント級地 100分の7

4～7 略

附則別表（附則第2項及び第4項関係）

都道府県	支給地域	級地
宮城県	仙台市	<u>7パーセント級地</u>
埼玉県	さいたま市	<u>14パーセント級地</u>
千葉県	千葉市	<u>14パーセント級地</u>
略		
広島県	広島市	<u>9パーセント級地</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第20号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） 1 市又は町			別表（第2条関係） 1 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
矢板市	略	略	矢板市	略	略
	市長部局	<u>部長 局長 課長 — 班長 参事 副参事 主幹 総務人事課行政担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。） 総務人事課戦略人事室長（副主幹であるものに限る。） 財政課財政担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。） 総合政策課政策企画担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。）</u>		市長部局	<u>部長 課長 室長 班長 参事 副参事 主幹 総務課行政担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。） 総務課人事担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。） 総務課財政担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。） 総合政策課政策企画担当グループリーダー（副主幹であるものに限る。）</u>

		る。) 秘書広報課秘書広報担当グループリーダー(副主幹であるものに限る。) 会計管理者 福祉事務所長 <u>上下水道事務所長 上下水道事務所次長</u>			る。) 秘書広報課秘書広報担当グループリーダー(副主幹であるものに限る。) 会計管理者 福祉事務所長 <u>上下水道事務所長</u>
	略	略		略	略
	教育委員会事務局	部長 _____ 課長 主幹 公民館長		教育委員会事務局	部長 <u>教育監</u> 課長 主幹 公民館長
	略	略		略	略
さくら市	略	略	さくら市	略	略
	市長部局	理事 部長 参事 課長 室長 主幹 総合政策課長補佐 総務課長補佐 財政課長補佐 総合政策課秘書広報戦略室秘書係長 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係長 <u>総合政策課政策推進室移住定住推進係長</u> 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長		市長部局	理事 部長 参事 課長 室長 主幹 総合政策課長補佐 総務課長補佐 財政課長補佐 総合政策課秘書広報戦略室秘書係長 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係長 <u>総合政策課政策推進室進化プラン係長</u> 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長
	略	略		略	略
略	2・3 略 備考 略		略	2・3 略 備考 略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第21号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理又は監督の地位にある職員の職) <b>第22条</b> 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 県立の中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 及び	(管理又は監督の地位にある職員の職) <b>第22条</b> 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 県立の中学校、高等学校 _____ 及び

特別支援学校の校長  
(3) 略

特別支援学校の校長  
(3) 略

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---